

島田市自治基本条例（案）の修正について

パブリック・コメントによる修正箇所

修正箇所	修正を検討する箇所	修正後
題名	島田市自治基本条例	島田市 <u>まちづくり</u> 自治基本条例
前文	別紙のとおり	別紙のとおり
第2条 第4号	課題の解決に協力して	課題の解決に <u>向け</u> 協力して
第5条 第1項	第5条 市民等は、まちづくりに参加する権利を有する。	第5条 市民等は、 <u>性別、年齢等にかかわらず、まちづくりに参加する権利を有する。</u>
第5条 第2項	(なし)	<u>2 市民等は、議会及び市長等の保有する公文書の開示を請求する権利を有する。</u>
第6条 第1項	<u>積極的に行うよう努めなければならない。</u>	<u>積極的に行うよう努めるものとする。</u>
第6条 第3項	市民等は、法令等の定めるところにより、 <u>まちづくりに要する負担を分任しなければならない。</u>	市民等は、法令等の定めるところにより、 <u>市政運営に係る費用を負担するものとする。</u>
第7条 第3項	反映させるよう <u>努めるものとする。</u>	(修正しない)
第17条 見出し	(<u>命を守るまちづくり</u>)	(<u>生命及び財産を守るまちづくり</u>)
第28条～ 第32条	島田市協働のまちづくり <u>推進委員会</u>	島田市協働のまちづくり <u>審議会</u>
第30条 第1項	委員 <u>5人</u> 以内	委員 <u>10人</u> 以内